

大阪急性期・総合医療センター 随意契約状況一覧

建設工事

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	Ignition	中央館5階西男子トイレ新設工事	R5. 4. 10	R5. 5. 31	12, 227, 808	第19条 1 項5号	中央館5階西病棟においてコロナ患者を受け入れる体制を至急に整える必要となったが、当該病棟は産婦人科病棟として設計されていたため、男性トイレが無く、至急に設置しなければ、ゾーニング等感染対策を施すことができないため。
設備管理グループ	東芝インフラシステムズ(株) 弊電機	中央監視設備の修繕 (UPS)	R5. 4. 8	R5. 8. 31	4, 400, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者) でなければ取扱がないため。

委託契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	株式会社LSIメディエンス	臨床検査業務 【LSIメディエンス社】	R5. 4. 1	R6. 3. 31	111, 840, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社SRL	臨床検査業務 【エスアールエル社】	R5. 4. 1	R6. 3. 31	10, 162, 680	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社SRL	がんゲノムプロファイル検査	R5. 4. 1	R6. 3. 31	44, 446, 920	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社ニチワ	電話交換機SV9500システム保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	7, 920, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	全身用X線CT装置保守点検業務(64列)	R5. 4. 1	R6. 3. 31	4, 527, 600	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	I V R - A n g i o / C T 装置保守点検業務	R5. 4. 1	R10. 3. 31	134, 811, 600	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	超音波診断装置保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	15, 948, 900	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	東芝電波テクノロジー株式会社	災害対応無線患者管理システム保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	10, 637, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フイルムメディカル株式会社	コンピューターラジオグラフィシステム保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	13, 866, 600	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フイルムメディカル株式会社	デジタルX線画像診断装置保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	5, 052, 960	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フイルムメディカル株式会社	乳房撮影装置AMULET保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	3, 626, 700	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン	生体情報モニター保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	10, 571, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン	循環器系X線診断装置保守点検業務	R5. 4. 1	R7. 3. 31	65, 956, 000	第19条 1 項2号	業務(当該システムの保守) が特定の者(当該システムの導入業者) でなければ実施することができないものであるため

施設保全グループ	日機装株式会社	透析部門設置機器保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	7,817,040	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社スズケン	検体検査総合搬送システム保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	1,017,500	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社	日立製作所製医療機器の保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	15,994,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	島津メディカルシステムズ株式会社	島津製作所製X線撮影装置保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	5,665,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	特定非営利活動法人 住吉高齢者障がい福祉事業団	屋外環境管理業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	3,099,987	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社千代田テクノ	被ばく放射線量測定業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	8,424,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社ナンブ精工	歯科技工業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	7,368,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	小西医療器株式会社	注射薬自動払出システム保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	2,917,200	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	日本光電工業株式会社	日本光電工業社製医療機器保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	16,390,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
施設保全グループ	株式会社関西ローマテリアル	産汚物・ホルマリン標本等、手術切断四肢の処理業務	R5. 4. 1	R8. 3. 31	2,915,147	第19条1項8号	入札に付したが予定価格の範囲内で入札者がいなかったため。
臨床研究センター	合同会社スタッア카데미	研究にかかる業務委託契約	R5. 4. 1	R8. 3. 31	12,210,000	第19条1項2号	臨床研究の内容を公表は秘密であり競争入札に適さないため。
情報企画室	富士フィルムメディカル株式会社	診療記録文書統合管理システムの保守委託業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	6,930,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	生殖医療管理システム保守業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	2,706,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	株式会社MMコーポレーション	重症部門管理システム保守業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	5,742,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	エアー・ウォーター・リンク株式会社	循環器向け動画システム保守業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	3,465,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	一般社団法人ソフトウェア協会	システムセキュリティ管理強化等支援業務委託契約	R5. 4. 1	R6. 3. 31	14,300,000	第19条1項2号	業務が特定の者（システム障害時の初動対応を行った者であり、当センターの状況を十分に把握している）でなければ実施することができないものであるため
情報企画室	日本電気株式会社	診療情報地域連携システムのサーバ更新業務	R5. 6. 13	R5. 9. 29	5,720,000	第19条1項2号	業務（当該システムの保守）が特定の者（当該システムの導入業者）でなければ実施することができないものであるため
設備管理グループ	アズビル(株)ビルシステムカンパニー関西支社	空調設備自動制御機器の保守点検委託	R5. 4. 1	R6. 3. 31	10,340,000	第19条1項2号	業務（空調設備用自動制御機器の保守点検）が特定の者（当該設置のメーカー）でなければ実施することができないものであるため
設備管理グループ	東芝インフラシステム(株)電機	中央監視設備の保守点検業務	R5. 4. 1	R6. 3. 31	3,850,000	第19条1項2号	当該機器について、特定の者（当該業者）でなければ取扱がないため。

賃貸借契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	バクスター株式会社	在宅自己腹膜灌流療法装置	R5. 4. 1	R6. 3. 31	3, 412, 636	第19条 1 項2号	当該機器が特定され、これがメーカーが直接販売及び保守サービスを行っているため。
施設保全グループ	日光医科器械株式会社	整形外科手術用機器賃貸借契約	R5. 4. 1	R6. 3. 31	10, 955, 940	第19条 1 項2号	事故発生時の診療材料と専用手術器具の責任分担という見地から特定の者(診療材料の契約業者)でなければ業務に支障をきたすため。
施設保全グループ	帝人ヘルスケア株式会社	各種医療機器の賃貸借契約	R5. 4. 1	R6. 3. 31	54, 663, 312	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者)でなければ取扱がなく、既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため。
施設保全グループ	株式会社フィリップス・ジャパン スリープ&レス ピラトリーケア事業部	院内人工呼吸療法用人工呼吸器 一式 在宅人工呼吸療法用人工呼吸器 一式 在宅酸素療法機器 一式	R5. 4. 1	R6. 3. 31	15, 787, 494	第19条 1 項2号	既存患者に対して引き続き十分な療養環境を提供するため
施設保全グループ	ノボキア株式会社	オブチューン (NovoTTF-101Aシステム) 一式	R5. 4. 1	R6. 3. 31	17, 318, 400	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者)でなければ取扱がないため。
経営企画グループ	FCEプロセス&テクノロジー	RPAソフトウェア提供業務	R5. 5. 31	R6. 4. 30	9, 240, 000	第19条 1 項2号	2020年度から同社のRPAを使用しており、既に作成済みのロボットについては同社のRPAでないと稼働させることができないため。
施設保全グループ	CYBERDYNE株式会社	HAL医療用下肢タイプ賃貸借	R5. 4. 1	R6. 3. 31	4, 800, 000	第19条 1 項2号	当該機器について、特定の者(当該業者)でなければ取扱がないため。
経営企画グループ	エルゼビア・ピー・ブイ	ナーシング・スキル・ジャパンの利用	R5. 4. 1	R8. 3. 31	4, 156, 020	第19条 1 項2号	当センターに適した看護師研修や看護手順書の構築などのサービスを提供できるのが、特定の者(当該業者)だけである。

購入契約

所属名	契約の相手方 (商号又は氏名)	契約件名	契約期間		契約金額(円) (単価契約の場合は 年間予定金額)	大阪府立病院機 構契約事務取扱 規程の適用条項	随意契約理由
			開始	終了			
施設保全グループ	株式会社MMコーポレーション	超音波診断装置用経食道トランスジューサー	R5. 4. 28	R5. 6. 30	3, 762, 000	第19条 1 項5号	診療上、緊急に購入する必要があったため